平成２２年（フ）第３７６号
山梨県中央市浅利2166番地１、住民票上の住所山梨県中央市浅利3008番地
債務者　田中　法子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
山梨県甲斐市竜王新町286番地16ピアネーズ小長井112号
債務者　岩村　里恵
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
長野県北安曇郡池田町大字池田2496番地２
債務者　中澤　　博
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３２号
長野県松本市波田248番地２
債務者　上野　宏之
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１８号
三重県四日市市采女町1011番地１
債務者　石井　紗香
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
三重県員弁郡東員町城山１丁目16番４
債務者　大嶽　章人
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
三重県員弁郡東員町城山１丁目16番４
債務者　大嶽ひとみ
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
三重県いなべ市藤原町市場581番地６
債務者　上田ウィリアンこと　ウエダ　ロハス　ウィリアン
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
三重県いなべ市藤原町市場581番地６
債務者　平岡マリアこと　ベガ　ヒラオカ　デ　ウエダ　マリア　ブランカ
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
三重県四日市市日永東３丁目８―33　ＶａｎｔａｇｅⅡ205号、住民票上の住所三重県四日市市小杉町12番地
債務者　國保智香子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
三重県四日市市赤堀１丁目６番23号
債務者　村松　秋夫
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
三重県四日市市赤堀１丁目６番23号
債務者　村松　陽子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
三重県三重郡川越町大字高松299番地
債務者　俵　　英子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
三重県四日市市高花平３丁目１番地58
債務者　伊藤　直美
１　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目２番５号
債務者　安田　眞弓
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７８号
兵庫県西宮市上ヶ原三番町３番34―105号
債務者　安田　弓子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３６号
兵庫県西宮市松風町11番20号、前住所兵庫県姫路市勝原区宮田543番地10
債務者　森下由美子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４６号
兵庫県尼崎市東園田町２―97―３　メープルコート東園田301、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町２丁目57番地　シュバリエ園田303号
債務者　長尾　朝子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係